

発議案第2号

議会閉会中の所管事務調査について

議会閉会中の所管事務調査について、会議規則第75条の規定により総務・経済常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、下記のとおりその所管に属する事務調査の申し出があったので承認する。

令和5年12月14日

木古内町議会 議長 又 地 信 也

記

委員会名	調査事件
総務・経済常任委員会	<ol style="list-style-type: none">1. 総務課<ul style="list-style-type: none">・ 自主防災組織の設立状況についてその他2. 税務課<ul style="list-style-type: none">・ 各種税徴収状況について3. 保健福祉課<ul style="list-style-type: none">・ 第8期木古内町老人福祉計画及び介護保険事業計画についてその他4. 商工観光創生室<ul style="list-style-type: none">・ 新幹線木古内駅活用推進協議会（9町観光連携）の状況についてその他5. その他総務・経済常任委員会所管の緊急を要する課題について
議会運営委員会	<ol style="list-style-type: none">1. 次期議会までの会期日程等の議会運営に関する事項について2. 議長の諮問に関する事項について